

新潟市アイスアリーナ

平成29年度
利用規約

株式会社 新潟パティネレジャー

第1条（開館時間）

1 通常時

個人利用：午前10時～午後6時

専用利用：午後6時～翌日午前10時

（整氷時間を除く。予約の無い時間帯は閉館する）

※1 閑散期（4月上旬～9月30日）においては、合宿利用に対応する為、個人利用時間を以下のとおりとする。但し、校外活動利用の実施については、専用利用予約との調整を図り、弾力的に対応するものとする。

平日：正午～午後6時

土日祝日：午前10時～午後6時

※2 冬季（12月～2月）については「イルミネーション営業」を開催する為、個人利用時間を変動し、専用利用時間を短縮することがある。（実施期間については、利用状況により市と協議して決定する）

第2条（休館日）

原則、休館日は無しとし、年中無休で営業します。ただし、大会、イベント、その他特別の事情（設備点検、天災など）により臨時に休館する場合がありますので、ご利用前に施設ホームページまたは電話にてご確認ください。

第3条（利用形態）

1 個人利用

個人利用時間において、個人利用者が自由に利用することができる形態。予約は不要。

2 団体利用

個人利用時間において、20名以上の団体が個人利用と混走または施設の一部を占有する形態。予約が必要（随時調整）。

3 学校の校外活動等

個人利用時間において、小中学校の校外活動等により個人利用と混走または施設の一部または全部を占有する形態。予約が必要（随時調整）。

4 指定管理者が実施する氷上スポーツ教室

個人利用時間及び専用利用時間において、指定管理者が氷上スポーツ教室運営業務を実施するために個人利用と混走または施設の一部または全部を占有する形態（前年度中に調整）。参加者は申し込みが必要。

5 専用利用（貸切利用）

専用利用時間（閑散期の個人利用時間を含む）において、競技団体等が施設の一部または全部を占有する形態（部活動や合宿利用も含む）。予約が必要。

6 競技会・イベント等利用

個人利用時間及び専用利用時間において、以下のような競技会やイベント等により施設の一部または全部を占有する形態。事前調整が必要。ただし、運営形態はあくまで個人利用を最優先とし、個人利用時間を終日、専用利用時間として開催するものについては、原則として3日

以上の連休や夏、秋の長期休暇期間及び 11 月～3 月までの土日祝日に実施するものは年間 2 回を限度とします。

- ・市が主催する競技会等
- ・市体育協会加盟団体及びその上部団体が主催する競技会等
- ・事前に市の承諾を得た競技会等（事業者による競技会・イベント等運營業務を含む）。
- ・アイスショー、プロリーグによるアイスホッケー試合、スポーツクラブによるスケート教室、プロスケーターによるスケートクリニック等

※団体利用、学校の校外活動等及び各種教室は、個人利用時間内においては個人利用にも配慮し、安全を確保して行います。

第 4 条 受付方法

1 個人利用

個人利用については、特に受付を必要とせず、1 回券または回数券、定期券の購入及び、滑走引換券の引換により利用が可能です。

2 団体利用・校外活動

団体利用、校外活動とも事前に申込用紙に必要事項を記入しメール、F A X にて送付、または施設窓口に直接提出してもらいます。

校外活動の場合は、「校外活動利用料金適用依頼書」を提出することにより校外活動割引料金を適用します。（P T A 行事や親子レクリエーションは団体利用に該当します）

3 個人利用以外の受付方法

(1) 受付の優先順位

- ア 競技会・イベント等
- イ 学校の校外活動、指定管理者が主催する氷上スポーツ教室
- ウ 練習利用（貸切）

※競技会・イベント等は、前年度 11 月中までに日程の調整を行います。

(2) 利用申請

利用申請は、市民等の公平な利用に十分配慮し、指定管理者が受け付け、許可を行います。

(3) 専用利用における練習利用について

ア 専用利用における練習利用の単位

練習利用の単位は原則として 90 分を基本とします。ただし、前後の予約状況により 30 分単位で増減可能。

イ 専用利用における練習利用の受付優先順位

練習利用の予約は 3 ヶ月単位（4～6 月、7～9 月、10～12 月、1～3 月）で受付を行います。予約受付は以下の優先順位で受け付けます。

- ①新潟市及び指定管理者
- ②新潟市内の氷上競技団体（市の連盟・協会及び傘下の登録クラブ・チーム等）
- ③新潟県内の氷上競技団体（県の連盟・協会及び傘下の登録クラブ・チーム等）
- ④その他

※7月～9月の夏季期間は、県外の氷上競技団体による、複数日間の宿泊を伴う合宿利用に限り、市内氷上競技団体と同等の優先順位とします。

ウ 練習利用の予約受付方法

- ① 3か月ごとに利用希望の1次受付期間を設け、指定管理者がそれらを取りまとめ、専用利用枠の調整を行います。利用希望受付期間内の申し込みは、市内、市外、県外を問いません。
- ② 1次受付の調整にあたっては、(イ)の優先順位に従い、各クラブ・チーム等の人員構成(小中学生、高校生、一般)、活動拠点、本施設の利用頻度、使用状況、専用利用を必要とする重要度等を踏まえて公平に利用枠を調整します。その際、同一団体による2枠連続での利用がないように配慮します(競技団体を除く)。なお、1次受付の調整期間は専用利用予約申し込みを受け付けません。
- ③ 1次受付の予約枠の決定後に空き枠を一般予約として受け付けます。一般予約は事前調整結果の公表の1週間後の午後2時より先着順に受け付けます。ただし、一般予約受付開始日時に複数の予約希望者が来館していた場合は抽選で順番を決め、順番に1枠ずつ予約を受け付けます。その後の予約は先着順で受け付けます。
- ④ 専用利用の予約は利用日前日の午後3時まで受け付けます。
- ⑤ 利用料金は使用決定後から利用時間までに指定の銀行口座へ振込み、あるいは施設窓口にて現金で支払っていただきます。
- ⑥ 利用決定後の予約のキャンセルは原則として認めません。ただし、やむを得ない事情により利用できない場合は、利用日をスライドし利用することを認めます。(キャンセルによるスライド先の日時は、申請後1週間以内に空き枠の中から申請していただきます)

【平成29年度専用利用の年間スケジュール】

	4月～6月分	7月～9月分	10月～12月分	H30年1月～3月分	H30年4月～6月分
競技会・イベント等の調整	H28年11月中				H29年11月中
利用希望受付期間	1月中旬～ 2月上旬	4月中旬～ 5月上旬	7月中旬～ 8月上旬	10月中旬～ 11月上旬	H30年1月中旬～ H30年2月上旬
指定管理者による調整	2月中旬	5月中旬	8月中旬	11月中旬	H30年2月中旬
調整結果の公表	2月20日(月)	5月22日(月)	8月21日(月)	11月20日(月)	H30年2月19日(月)
一般予約受付開始	2月27日(月)	5月29日(月)	8月28日(月)	11月27日(月)	H30年2月26日(月)

第5条 利用許可

(1) 個人利用

個人利用における利用許可は、利用券の購入により許可したものとします。

(2) 専用利用

専用利用の先行予約による利用許可は、当該予約の許可書兼請求書の発行をもって許可したものとします。先行予約を終えて使用予定のない枠(時間)については、一般予約の申し込み

とし、先着順に使用枠を決定します。

いずれも決定した枠について許可書兼請求書を発行した時点で許可したものとします。

なお、個人利用時間の短縮や終日休館等、個人利用時間を専用利用時間に変更する申請を受理するにあたっては、大会等の公益性、非営利性等を確認することとします。

第6条 利用の不許可

利用許可（個人利用、専用利用のいずれも含む）を受けようとする者が、次のいずれかに該当すると思われるときは、原則として利用を許可しません。

- ・利用の目的または内容が公の秩序または善良の風俗に反すると認められる場合
- ・利用の内容または方法が施設及び設備もしくは用具を毀損する恐れがあると認められる場合
- ・施設の管理上必要があると認める場合
- ・危険物、悪臭のする物、その他他の利用者が迷惑するような物品を持ち込む恐れがある場合
- ・他の利用者が迷惑するような服装または行為をする恐れがある場合
- ・飲食物その他の物品を販売、または陳列しようとする場合
- ・広告等を掲示したり散布しようとする場合
- ・暴力行為等を起こす可能性の高い集団
- ・麻薬等の薬物を服用していると思われる者や、喫煙・飲酒をする未成年者
- ・他人に迷惑を及ぼす恐れのある者
- ・その他、法律に違反している者等
- ・酒気を帯び、錯乱状態にある者
- ・施設の管理運営上支障があると認められるとき
- ・施設の利用目的が、当施設の運営目的とかけはなれた使用を希望する者
- ・利用上の規則を守らない者等

第7条 利用の制限

利用許可を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当施設の利用を制限し、もしくは停止し、またはその許可を取り消すものとします。

- ・条例または規則に違反したとき
- ・利用の権利を譲渡または転貸したとき
- ・偽りや不正な行為の手段により利用許可を受けた事実が明らかになったとき
- ・専用利用者登録を、意図的に虚偽申告したことが発覚した場合等
- ・利用の不許可の事由が発生したとき
- ・その他、当施設の管理運営上支障があると認められるとき

第8条 利用の禁止事項

- ・再入場(再入場の際は再度利用券の購入が必要になります)
※ただし、アイスリンク利用途中に多目的・会議室、親子ルーム(授乳室)を利用する際や、忘れ物を取りに行く等の場合は、窓口にて再入場パス(無料)を渡します。
- ・場内への危険物、悪臭のする物、その他、他の利用者が迷惑するような物品の持ち込み
- ・貸靴コーナー内での飲食。及び荷物の放置

- ・サブリンクはスペースが狭く、初心者が多く滑走する為、指導行為はメインリンクのみ許可する。
- ・木製の履き物（サンダル、下駄等）での入場
- ・場内外において許可なく以下の行為を行うこと
 - ①営業行為、寄付行為、宣伝行為、飲食物を含む物品の販売・陳列
 - ②チラシ、ポスター等の掲示・配布
 - ③旗、のぼり等の掲揚
 - ④看板等の設置
- ・場内へのペット等動物の持ち込み
- ・場内での喫煙
- ・氷上でのカメラ、携帯電話、ゲーム器、ポータブル機器を含む音響機器等の使用
 ※但し、平日の閑散時に限り、練習エリア内において、個人の振付目的の音響機器の使用を許可します。（イヤホン・ヘッドホンの使用は不可）尚、使用条件として、安全協力費の支払いと安全協力腕章の装着、指定管理者からの許可が必要になります。（P13 第16条 有料レッスンへの対応参照）
- ・故意に氷面にキズをつけるような行為、氷面を削るような行為
- ・リンクの逆走、リンクの横断
- ・リンクサイドや氷上での以下のような危険な行為
 - ①かけ足、ふざけあい、追いかけてこ
 - ②3人以上での横並び・縦並びでの滑走
 - ③人と人の間をぬっての滑走
 - ④スピードの出し過ぎ
 - ⑤繁忙日・混雑時のジャンプやスピン等の練習行為
- ・リンクサイドやリンク内でつば、たん等を吐くこと
- ・一般利用時間におけるホッケープロテクター（ショルダー）の着用及びスティックを携帯しての滑走
- ・敷地内（館内、建物の周囲及び駐車場を含む）における以下の行為
 - ①スケートリンク以外でのスティック、パックの使用
 - ②屋内・屋外でのボールの類の使用
 - ③周囲に迷惑となるような用具を使用した遊びやウォーミングアップ（長縄跳び、フリスビー、バトミントンなど）
- ・氷上への土足での入場

第9条 利用不可

以下の場合には利用を不可とします。

- ・伝染病疾患の方、酒気帯びの方、体調の悪い方、医師から運動を禁止されている方、付添者のいない就学前のお子様、他人に迷惑を及ぼす恐れのある方、利用規定及びスタッフの指示に従わない方、その他施設の利用に支障があると認められた方
- ・暴力団関係者及び刺青をされている方

- ・スケート靴が履けない乳児
- ・他のお客様に対して迷惑な行為を行ったり、施設の利用規定をお守り頂けない方

第10条 損害賠償

- ・明らかに施設の不備によると認められる事故で損害が発生した場合は、第三者責任賠償保険の適用範囲内において賠償するものとします。

第11条 コインロッカーの利用

- ・コインロッカーのご利用は1回につき100円が必要となります。
- ・ロッカーの鍵を紛失した場合は、鍵穴シリンダーの交換が必要なため、交換費用の実費をお支払い頂きますのであらかじめご承知おきください。

第12条 順守事項

- ・他の利用者に迷惑をかけないよう従業員の指示に従ってご利用いただくとともに、注意事項は必ずお守りください。
- ・滑る前に必ず準備運動をして体を慣らし、過度の負担がかからないようにお気をつけください。
- ・整氷のアナウンスがあったら速やかにリンク外に退出してください。また、整氷時はフェンスから顔や手を出さないようにしてください。
- ・リンク内は、必ず指先までかくれる手袋を着用してください（指の出るものは不可）。
- ・手袋の貸し出しは行っておりませんので、お持ちでない場合は200円でご購入いただきます。
- ・リンク内にはガラス製品等の割れやすい物、その他の危険物は持込まないでください。
- ・メガネ、コンタクトレンズ、イヤリング、ネックレス、ヘアピン、時計などを着用される場合は、衝突に十分注意してください。また、紛失、事故等の責任は一切負いませんのでご注意ください。
- ・ロングスピード靴（インドアロング含む）の利用は可能ですが、スピード滑走はご遠慮ください。
- ・リンク内は夏でも10度以下ですので寒くない服装でご入場ください。特に付き添いの方は保温に十分注意してください。
- ・使用した用具類は必ずもとの場所に返却してください。
- ・ご自分の靴はご自分の使用されるロッカーにお入れください。
- ・盗難防止のため、ロッカーには必ず鍵をおかけください。
- ・施設内の物品等を破損した場合は速やかに従業員にお知らせください。また、不適切な取扱いにより施設、備品等を破損させた場合は修理代を請求させていただく場合がありますのであらかじめご承知おきください。
- ・団体利用や校外活動等で一般のご利用に制限のかかる場合があります。あらかじめご了承ください。

- ・器具や機器類を利用する場合は、順番を遵守し、時間・節度を持って利用してください。またお互いが気持ちよく利用できるよう心がけてください。
- ・食物アレルギーの可能性のある方は、軽食コーナー及び自動販売機で販売する品について自己責任のもとでご利用ください。
- ・業として施設内で撮影を行う場合は必ず事前に許可を得てください。
- ・万が一に備え、場内には監視カメラを設置しています。

第13条 お子様の利用について

- ・6歳未満のお子様は、必ず保護者（高校生以上の家族など）が同伴（一緒に滑る）してください。同伴者1名につき幼児は1名までとします（誓約書の記入により2名まで可）。
- ・保護者、指導者のいない小中学生の利用時間については、原則として午後6時までとします。
- ・上記以降の中学生以下のご利用は、保護者または20歳以上の方の同伴が必要です。

第14条 利用料金

1 個人利用料金

券種 区分	1回券	1回券	回数券	滑走引換券	
	貸靴付き	貸靴なし	3回分	50枚未満の購入	50枚以上の購入
一般	1,500円	1,200円	3,000円	1,500円	1,200円
高齢者（65歳以上）	1,000円	800円	2,000円	1,000円	800円
高校生					
小・中学生					
未就学児	500円	400円	1,000円	500円	400円
障がい者					
付添者（2歳以下無料）		100円			

券種 区分	定期券	定期券	定期券	定期券
	1か月	3か月	6か月	12か月
一般	15,000円	37,500円	67,500円	112,500円
高齢者（65歳以上）	10,000円	25,000円	45,000円	75,000円
高校生				
小・中学生				
未就学児	5,000円	12,500円	22,500円	37,500円
障がい者				

※高校生は学生証、高齢者は年齢の分かるもの（免許証、保険証など）の提示が必要。

※障がい者は障がい者手帳または療育手帳の提示が必要。

※イベント営業時は、一般1,000円、高齢者・高校生以下・障がい者500円（貸靴付き）で利用

できる特別営業料金を適用

※回数券・定期券は初回発券時に預り保証金（500円）が必要（ICカード返還時に返金）。

※回数券・滑走引換券・定期券は貸靴付。

※施設無料開放時の貸靴券は300円。

※定期券の使用期限中に一般利用の休止、またはメインリンクの利用時間に大幅な変更・制限のある日数が15日以上の場合は、その日数分、使用期限を延長します。

2 団体割引・校外活動料金

券種	団体割引	校外活動
一般（大学生）	1,200円	1,000円
高齢者（65歳以上）	800円	500円
高校生		
小・中学生		
未就学児	400円	300円
障がい者		
付添者（2歳以下無料）	100円	100円

※いずれも貸靴付き（付添者を除く）

※団体割引は20人以上

※校外活動利用において、事前に申請のあるボランティア（生徒の滑走準備補助）以外の利用者（生徒の親等）は個人利用料金になります。

3 専用利用料金

利用目的	入場料	時間帯	利用料金		具体例
			メインリンク	サブリンク	
営利又は営業を目的としない場合	徴収しない	/	20,000円	全面 15,000円	・氷上スポーツの練習
				1シート 5,000円	
	スポーツの試合、競技会及びレクリエーション等の催し物	徴収しない	専用利用時間帯	20,000円	全面 15,000円
個人利用時間帯			30,000円	1シート 5,000円	

営利又は 営業を目的とする 場合		徴収 する	全時間帯	60,000 円	45,000 円	<ul style="list-style-type: none"> ・各種競技会〔入場有料〕 ・アイスショー ・プロスポーツの試合 ・有料氷上イベント（有名講師の教室イベント含む） ・テレビ、映画、CM 撮影 ・氷上実験等
		徴収 しない				

※料金はいずれも 1 時間単位。

※「入場料を徴収する場合」は、観客入場料、イベント参加料及びこれらに類するものを徴収して利用する場合をいう。ただし、運営実費相当の大会参加料を除く。

4 附属設備利用料金

種類	料金		
多目的室（全室）	1 式	1 時間につき	1,000 円
多目的室（半室）	1 式	1 時間につき	500 円
会議室	1 式	1 時間につき	300 円
貸靴	1 足	1 回につき	500 円
電光掲示板	1 式	1 時間につき	1,000 円 (上限 3,000 円/1 日)
放送設備	1 式	1 時間につき	1,000 円 (上限 3,000 円/1 日)
カーリング用可動式計時装置	1 式	1 時間につき	1,000 円 (上限 3,000 円/1 日)
ロッカー	1 個	1 回につき	100 円
駐車場（普通自動車）	1 台	30 分までごとに	100 円
駐車場（中型・大型自動車）	1 台	30 分までごとに	200 円

5 料金の減免基準

(1) 個人利用料金

- ・障がい者の介助として滑走される方は 1 名に限り障がい者料金とします。
- ・指定管理者の認める団体・企業等が発行する施設利用優待券の利用者は、個人利用であっても団体割引料金とします。

(2) 校外活動料金

- ・引率教師は無料とします。

(3) 専用利用料金

- ・所管課が主催する利用は全額免除とする。(競技会、合宿利用等は除く)
その他新潟市が主催する、専用利用時間帯における利用の場合は、市と協議のうえ、半額免除とすることがある。
- ・メンバーの半数以上が障がい者手帳交付者で構成される団体(競技者がフィギュア・アイススレッジホッケーは10名以上、車椅子カーリングは5名以上)の専用利用時間帯に利用する練習利用は、市と協議のうえ、80%まで減免することがある。ただし、当該利用者が一般予約において予約したものを対象とする。(競技会、合宿利用等は除く)
- ・市体協が認めた国体強化事業等、営利営業を目的としない場合、80%まで減免することがある。

(4) 附属施設利用料金

- ・新潟市が多目的室、会議室を使用する場合は全額免除とします。

(5) その他

- ・利用者からの減免の申請があった際は、減免を求める理由及び利用の目的や内容を精査し、指定管理者及び市が必要と認める場合、規定の料金の一部または全部を減免します。

(6) 駐車場利用料金

- ・施設利用者の駐車場利用料金は3時間まで無料とします。

第15条 キャンセルの取り扱い

1 個人利用料金

(1) 1回券

- ・1回券(券売機・窓口)及び無料開放時の貸靴券の返金については、当日に限り未使用のチケットと引き換えに窓口で全額を返金します。

(2) 回数券

- ・回数券については、未使用の場合は全額を返金しますが、1回でも使用したものは返金しませんのでご注意ください。
- ・ICカードの預り保証金(500円)は、カードの返却と引き換えに返金します(定期券も同様)。

(3) 定期券(通常の場合)

- ・定期券は、月単位の契約のため、払戻しも月単位となります。従って1か月と1日使用した場合は、2か月使用したことになります。
- ・払戻額は、購入金額から使用月数分の定期券料金を差し引いた残額とします。

【計算式】 購入金額－使用月数の定期券料金＝払戻額

なお、使用月数は、1か月定期、3か月定期、6か月定期の組み合わせによります。

使用月数	差し引く額
1か月使用時	1か月
2か月使用時	1か月+1か月

3 か月使用時	3 か月
4 か月使用時	3 か月 + 1 か月
5 か月使用時	3 か月 + 1 か月 + 1 か月
6 か月使用時	6 か月
7 か月使用時	6 か月 + 1 か月
8 か月使用時	6 か月 + 1 か月 + 1 か月
9 か月使用時	6 か月 + 3 か月
10 か月使用時	6 か月 + 3 か月 + 1 か月
11 か月使用時	6 か月 + 3 か月 + 1 か月 + 1 か月

(4) 定期券（短期間で使用を中止する場合）

- ・定期券購入の使用開始直後に払戻しする場合は、有効開始日から9日以内であれば、上記によらず、開始日から経過日数分×1回券料金を差し引いた額を払い戻します。

【計算式】 購入金額－1回券料金×経過日数（9日以内に限る）＝払戻額

返金額一覧表（1か月定期券の場合）

定期券料金	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日
15,000	13,500	12,000	10,500	9,000	7,500	6,000	4,500	3,000	1,500
10,000	9,000	8,000	7,000	6,000	5,000	4,000	3,000	2,000	1,000
5,000	4,500	4,000	3,500	3,000	2,500	2,000	1,500	1,000	500

(5) 定期券（件種を変更する場合）

- ・有効期間の途中で、未就学児が小学生になった場合や高校生が高校を卒業した場合、また、一般が高齢者になった場合などは、旧券を払戻して、新しい定期を購入する場合に限り、旬割（10日単位）により払い戻します（ただし、旧券と新券の名義人は同一でなければなりません）。

- ・払戻額は、以下の方法で計算します。

【計算式】 購入金額－使用旬数の定期券料金＝払戻額

- ・使用旬数分の定期券料金は、以下の方法で計算します。

- ・まず定期券料金を日数で割り、日割額を計算します。
- ・日数は、1か月は30、3か月は90、6か月は180、1年は360で計算します。
- ・その日割額を10倍する。その額が1旬分の料金となります。
- ・1旬分の料金に使用旬数を掛けます。

- ・使用旬数は、以下の方法で計算します。

- ・定期券の有効開始日の一の位から1を引いた値をXとすると、一の位がXである日旬の最終日となり、その翌日が次の旬の開始日となります。ただし、Xが0の場合、31日までである月の21日から始まる旬は31日を最終日とし、Xが9または0の場合、2月20日または2月21日から始まる旬は2月末日を最終日とします。
- ・定期券の有効開始日から払戻し実施日までの間に存在する旬の開始日の数を使用旬数とします。

2 団体割引・校外活動料金

予約のキャンセルは、利用日当日まで可能とします。その場合、キャンセル料は徴収しません。

※校外活動利用において、事前に申請のあるボランティア(生徒の滑走準備補助)以外の利用者(生徒の親等)は個人利用料金になります。

3 専用利用料金

キャンセルは不可とします。練習利用についてはやむを得ない事情があると認められる場合に限り利用日をスライドして利用していただきます。(キャンセルによるスライド先の日時は、申請後 1 週間以内に申請していただきます)

4 附属設備利用料金

多目的室及び会議室の利用料金は、いずれも利用当日、窓口で徴収するため返金の取り扱いはありません。

貸靴は当日に限り未使用のチケットと引き換えに窓口で返金します。

競技備品については事前に支払いのあったものについては、使用しない場合、全額返金します。

ロッカーは現金を投入しても鍵の不具合で使えない場合のみ返金します(間違っ閉じた場合はマスターキーで開閉します)。

駐車場料金は返金の取り扱いはありません。

5 氷上スポーツ教室参加料金

氷上スポーツ教室の料金は、参加料(滑走料、指導料、貸靴料を含む)、事務手数料と障害保険料を合わせて教室料金とします。

教室料金支払い後、当該教室の初回開催前までのキャンセルは全額返金します。初回開催後の返金はできませんが、欠席された方には欠席された同月及び翌月において、定められた教室及び日程に振替参加が可能です。振替日程が決まらない場合は、滑走引換券をお渡しします。なお、振替えた日程に欠席された場合の振替はできません。

施設側の都合で教室を中止した場合は、事務手数料を差し引いたうえで、中止した回数分に相当する参加料と障害保険料を返金します。

教室料金の内訳(参加料 1,200 円の場合)

項目	月 4 回の場合
参加料(滑走料、指導料、貸靴料)	1,200 円×4 回=4,800 円
事務手数料	1,000 円
傷害保険料	100 円×4 回= 400 円
合計(教室料金)	6,200 円

第 16 条 有料レッスンへの対応

個人利用時間において、業として氷上スポーツの有料レッスンを行うことは他の利用者の妨げとなる可能性があるため認められません。ただし、氷上スポーツの普及を推進するため、

有料レッスンを行う者が、年度毎に指定管理者と協議を行い、他の利用者との共存が可能と判断できるものについては、対象月あるいは対象日に限って有料レッスンを行うことができるものとします。この際、利用者の安全確保を目的として、指定管理者が規定する安全協力費を支払わなければなりません。

レッスンは施設の利用規定に従い、かつ、他の利用者の安全に配慮して行うものとします。ただし、リンクの利用状況（混雑状況等）によっては、指定管理者の判断において終日あるいは一定の時間、レッスンを制限することがあります。

許可した者に対しては、許可月あるいは許可日に対し許可証を発行します。

レッスンにあたっては、他の利用者の利用の妨げにならないよう十分注意して行うものとします。レッスン中に起きた指定管理者の賠償保険対象外の事故等については、指定管理者は一切の責を負わないものとします。

許可されたレッスンであっても、危険な滑走や他の利用者への配慮がされていないレッスン等を行うことや指定管理者の指示に従わない場合は、許可を取り消すことがあります。

規定の安全協力費は以下のとおりとなります。

- ① 管理者主催の氷上スポーツ教室の講師として週2教室以上かつ6か月以上継続して外注委託講師あるいはパート従業員として業務に就ける者：1人 300円/1日または1人 5,000円/1か月（協力期間に限る）
- ② その他：1人 600円/1日または1人 10,000円/1か月
 - ・個人利用、専用利用に限らず、1日あるいは1か月単位での申請が必要になります。
 - ・①の料金の適用を受けている者が6か月に満たない期間で協力期間を終えた場合、①の対象期間を遡って期間内の対象日数に300円または対象月数に5,000円を乗じた金額を徴収します。

以上